

民間発注者の皆様へ

民間工事の発注者として 「安全衛生経費」の確保を！

- 大規模施設や再開発工事を発注する際、施工のスムーズな進行や高品質な構造物だけでなく、現場で働く作業員の安全を確保することが重要です。安全な施工環境の確立には、「安全衛生経費」の適正な計上が欠かせません。

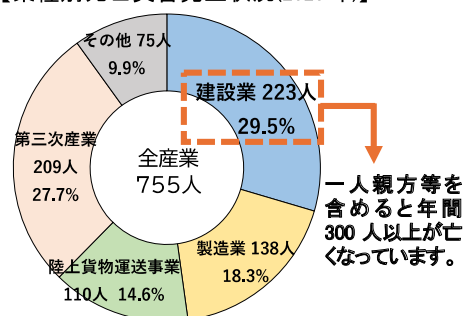


労働災害の現状と発注者の役割

建設業界では、墜落や転落、重機による災害・事故が頻発しており、厚生労働省の統計では、2023年には建設業での死亡事故が223件となっています※。これは全産業の中でも特に高い割合であり、国では「建設業法令遵守ガイドライン」を策定し、発注者にも安全衛生経費の適正な確保を求める指針を示しています。

※ 出典：厚生労働省「令和5年労働災害発生状況」

【業種別死亡災害発生状況(2023年)】



安全衛生経費とは？

安全衛生経費とは、建設現場での労働災害を防ぐために必要な費用を指します。以下のような項目が安全衛生経費に含まれます。

これらの費用を適切に確保しない場合、現場での災害・事故リスクが高まり、工事の遅延や追加費用の発生につながる可能性があります。発注者として、安全衛生経費の適正な確保を行い、労働者の命を守る重要な責任があります。

・仮設設備の費用

(足場や転落防止ネットの設置)

・保護具の費用

- ①保護帽
- ②墜落制止用器具(銅ベルト型)
- ③墜落制止用器具(フルハーネス型)
- ④保護眼鏡
- ⑤保護手袋
- ⑥安全靴
- ⑦安全チョッキ
- ⑧防塵・防毒マスク
- ⑨フィルター
- ⑩耳栓

・労働者への安全衛生教育費用

- ①雇入れ時教育
- ②送り出し教育の受講
- ③新規入場者教育の受講
- ④安全衛生協議会・職長会への参加
- ⑤災害防止協議会・安全パトロールへの参加
- ⑥朝礼・KY 活動・一斉清掃等
- ⑦職長・安全衛生責任者教育
- ⑧足場組立て等特別教育
- ⑨フルハーネス型墜落制止用器具特別教育
- ⑩酸素欠乏・硫化水素危険作業特別教育
- ⑪高所作業車運転特別教育(作業床の高さ10m 未満)
- ⑫職長等再教育及び安全衛生責任者教育
- ⑬フォークリフト運転技能講習
- ⑭玉掛け技能講習



請負代金への安全衛生経費の適切な反映

安全衛生経費は、建設業法第19条の3に規定する「通常必要と認められる原価」に含まれる重要なものです。また、労働安全衛生法第3条3項では、発注者の責務として「安全で衛生的な作業のため配慮しなければならないこと」を規定しており、具体的には、工費の積算において安全衛生を確保するために十分必要な経費を見込むこと等が考えられます。

発注者の皆さまは、請負代金への安全衛生経費の適切な反映をお願いします。



安全衛生経費を確保する必要性

- 工事の安全性向上** 十分な安全対策が講じられ、作業員の安心感が高まります。
- 企業の信頼性向上** 発注者としての社会的責任を果たし、信頼性とブランド価値の向上につながります。
- 工事の品質向上** 安全な環境下では、工事の進行がスムーズで品質も安定します。
- コンプライアンス徹底** 「建設業法」や「労働安全衛生法」に則り、法令遵守を徹底した施工が行われます。



民間発注者としての安全推進のポイント

現場での適正な運用の徹底に向けて、以下の取り組みを推進してください。

- 安全衛生経費の適切な反映** 安全衛生対策が実施できるようにするため、請負代金に安全衛生経費が適切に反映されているか確認しましょう。
- 発注契約時の説明強化** 契約時、元請に安全衛生経費の重要性を説明し、元下間で「確認表」や「標準見積書」が作成されるよう促すとともに、下請まで確実に経費が支払われるよう理解を共有しましょう。
- 施工条件の変化への対応** 途中で施工条件が変化した場合には、工期や経費についても適確に契約変更し、安全衛生対策に支障が出ないようにしましょう。

「安全を守る投資」を通じて、持続可能で信頼されるプロジェクト実施に向けたご協力をお願いいたします。



詳細は以下ホームページでご覧下さい

https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/anzeneisei.html

お問合せ先

国土交通省 不動産・建設経済局 建設振興課 専門工事業・建設関連業振興室
電話番号 03(5253)8111(内線 24813、24816)

厚生労働省 労働基準局 安全衛生部 安全課 建設安全対策室
電話番号 03(5253)1111(内線 5486)



国土交通省



厚生労働省